

広島県告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第一百八十九条の規定によつて、通知の内容を三次市役所の掲示場に掲示した。

令和七年二月十七日

広島県知事 湯崎英彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	の 所有者（登記簿上の所有者） 氏名
三次市作木町伊賀和志字上原一〇〇一四	三上 久枝
三次市作木町伊賀和志字上原一〇〇一五	三上 久枝
三次市作木町伊賀和志字上原一〇〇一六	三上 久枝

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- 2 立木の伐採の限度

変更しない。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）